

平成31年度 町民活動推進補助金(公募型補助金)事業 募集案内



©KANAGAWA2013

町民活動推進補助金とは、町民の皆さんが生活する中で直面する様々な課題に自らの意思で取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援しようとするものです。

募集締切 **平成31年4月19日(金)**

【問い合わせ】

大磯町役場 本庁舎1階 町民福祉部町民課 町民協働係
〒255-8555 大磯町東小磯183番地
TEL: 0463-61-4100 (代表) 内線: 236・237

目 次

1. 町民活動推進補助金事業（公募型補助金）とは・・・	P1
2. 補助の対象となる団体等・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
3. 補助の対象となる事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
4. 補助金の交付額・・・・・・・・・・・・・・・・	P2
5. 補助の対象となる経費・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
6. 補助の対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・	P3
7. 公募事業の申請・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
8. 選考方法・・・・・・・・・・・・・・・・	P4
9. 選考結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
10. 事業完了後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
11. 事業結果報告会・・・・・・・・・・・・・・・・	P5
12. 事業の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	P6

1. 町民活動推進補助金(公募型補助金)とは

町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業に対して補助金を交付します。

補助金の交付事業は、社会的需要や公益性、公正性を重視したものとなっており、原則として補助事業は公募とします。

なお、補助対象団体等に対する補助金の交付は1年度につき1回とし、同一団体等に対する交付回数は通算して3回を限度とします。



2. 補助の対象となる団体等

補助金の交付対象は次の団体等となります。

- ・町内で活動している団体等
- ・公募事業の申請までに設立される町内で活動する団体等

※ただし、次の項目に一つでも該当する団体等は補助の対象とはなりません。

- ・法令、条例等に違反する活動をしている団体等
- ・公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしている団体等
- ・宗教的活動又は政治的活動をしている団体等
- ・集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の構成員が加入する団体等

3. 補助の対象となる事業内容

補助対象事業の内容は、次に定める事業となります。

事業区分	主な項目
1 安全対策事業	防災、防犯、交通安全、消費生活 等
2 福祉対策事業	高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉 等
3 健康づくり事業	保健、医療 等
4 交流対策事業	コミュニティ活動、情報化 等
5 自然環境事業	自然保護、環境保全、環境美化 等
6 次世代育成事業	子育て支援、青少年健全育成、学校教育、幼児教育 等
7 生涯学習事業	生涯学習、人権、男女共同参画 等
8 文化スポーツ活動事業	文化活動、文化財保全、スポーツ・レクリエーション 等
9 まちづくり事業	まちづくり、景観形成、生活交通 等
10 地域活性化事業	産業（農業・漁業・商工業）振興、観光振興 等

※ただし、次の項目に一つでも該当する事業については、補助対象となりません。

- ①町等から他の補助金または交付金を受ける事業
- ②補助対象団体等の運営経費に係る事業
- ③営利を目的とする事業
- ④宗教の教義を広め、信者の強化育成を目的とする事業
- ⑤集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の利益になると認められる事業

4. 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の区分に応じて算出した額で、町の予算の範囲内で交付します。ただし、一部補助対象外となる経費があります。

団体等区分	補助率	補助限度額
設立後1年未満の団体等	補助対象の合計経費の100%	10万円
設立後1年以上の団体等	補助対象の合計経費の50%	50万円

5. 補助の対象となる経費

補助対象となる経費は、事業を実施するために直接必要とする経費に限ります。

※団体の維持・運営に要する経費は対象となりません。

経費項目	補助対象となる経費の例
謝金	外部講師、指導者等に対する会議出席のお礼や活動協力のお礼等 ※団体等の構成員に対する謝礼や支払先が明確でない金券等は対象外
旅費	講師等に支払う活動場所までの交通費、会議出席のための交通費等 ※事業の参加者の交通費等は対象外
消耗品	チラシ・パンフレット等の用紙代や材料代、会議資料、活動資料等 ※事業以外で使用する消耗品は対象外
印刷製本費	活動事業の募集案内、広報ポスター、パンフレット、活動資料のコピー や冊子作成のための印刷製本費等 ※事業以外で使用する資料や冊子作成等に係る印刷製本費は対象外
修繕料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる修繕料
通信運搬費	募集案内、活動資料等を送付するための切手代や物品宅配便料等
使用料	会場や施設の使用料、機具等の使用料、バスの借上料等
手数料	事業実施に伴い必要不可欠と認められる手数料
保険料	活動事業に係る損害賠償保険、イベントを行う場合の来場者保険等 ※事業参加者の個別の傷害保険等は対象外
備品購入費	事業実施に伴い必要不可欠と認められるもので管理責任者を明確にしたもの
その他	上記の項目に該当しないが、事業実施に伴い必要不可欠と認められる経費

6. 補助の対象となる期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に実施される事業が対象となります。公募の段階で既に開始している事業も対象となりますが、補助金は上記期間に生じた経費に対してのみ交付します。

7. 公募事業の申請

次の提出書類を揃えて期限までに提出してください。なお、提出書類は、町民課町民協働係窓口で配布している他、町ホームページからもダウンロードが可能です。

◆提出書類

- ・補助事業申請書（第1号様式）
- ・収支予算見込書（第2号様式）
- ・団体等の設立趣旨、組織機構がわかる書類、会員名簿

◆締切

平成31年4月19日（金）必着

◆提出先

大磯町役場 町民福祉部 町民課 町民協働係（本庁舎1階3番窓口）

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

※郵送・メール・FAXでの提出は受付しておりません。

8. 選考方法

公募事業の選考にあたっては、町民課及び当該事業に係る庁内所管課による提出書類の内容確認後、学識経験者及び公募町民等で構成する大磯町補助金等評価委員会で評価を行い、町が予算の範囲内で補助事業を決定します。なお、選考の結果、補助事業の不採択又は一部減額による補助となる場合があります。

補助金等評価委員会での選考は、公募事業の実施を希望する団体等による公開プレゼンテーション後の質疑応答及び非公開での評価により、補助金交付候補事業の選考、補助金額の査定・配分（予算の範囲を超えた場合は、評価による按分）等を行います。

※評価については、以下7項目の観点から評価します。

- ①先駆性（創造性）
- ②公益性/公平性
- ③社会的需要度/事業効果
- ④事業実現性
- ⑤自立性
- ⑥継続性
- ⑦経費の妥当性



9. 選考結果の通知

選考の結果は、全公募団体等に通知するとともに、町ホームページで公表します。

公募型補助金対象事業として採択された団体等には、選考結果の通知と合わせて補助金交付申請書（第4号様式）等を送付します。この申請に基づき、補助金の交付を決定します。

ただし、補助金等評価委員会でのプレゼンテーション内容と異なる補助金交付申請がされたときは、交付の決定をしない場合があります。

10. 事業完了後の手続き

事業完了した後は、事業完了の日から1か月以内に補助事業等実績報告書（第8号様式）及び収支決算書（第9号様式）を提出してください。提出いただいた補助事業等実績報告書に基づき、補助金額を確定します。

なお、確定した補助金額が当初交付決定をした補助金額より少ない場合には、その差額分は返還していただきます。

11. 事業結果報告会

補助金が交付された事業については、事業結果報告会にて、補助団体から事業の成果を発表していただきます。

～事業結果報告会の様子～



12. 事業の流れ

町民活動推進補助金（公募型補助金）事業の大まかな流れは以下のとおりとなります。

公募事業の申請（平成31年4月19日まで）



書類内容の確認



補助金等評価委員会における評価（平成31年6月予定）

【事業プレゼンテーション（公開）】



補助金等評価委員会の評価結果に基づき、町で採択・不採択の決定



採択を受けた団体から補助申請、町交付決定



事業実施～事業完了（実績報告書の提出）



事業結果報告会（公開）【平成32年5月～6月予定】